

令和3年度庁舎等使用調整計画について

○ 中央合同庁舎第2号館

令和3年6月2日
財務省理財局

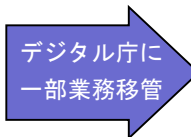
中央合同庁舎第2号館の庁舎等使用調整計画

デジタル庁発足(令和3年9月)に伴って生じる中央合同庁舎2号館の空きスペースの有効活用

【中央合同庁舎第2号館】



〔所在地〕 東京都千代田区霞が関2-1-2	〔使用官署及び使用の現状〕 <u>総務省</u> 25,166㎡ <u>内閣官房</u> 452㎡
〔建物概要〕 平成12年築 外 地上21階、地下4階 外 建 6,288㎡／延 125,778㎡	警察庁 15,760㎡ 国土交通省 13,380㎡ 消防庁 2,257㎡ 他3官署 1,600㎡ 共用部分 67,163㎡



デジタル庁庁舎
(民間ビル)
※令和3年9月～
業務開始

使用調整対象面積
約2,310㎡

＜使用調整の内容＞

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
総務省	約 330㎡	借受解消	令和3年度中	【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料約2,200万円、光熱費等約1,000万が縮減される。
総務省	約 290㎡	新規設置	令和3年度中	【新たな行政需要への対応】 マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るためのデジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室の新規設置、並びに多国間会議等開催のための国際会議室を常設する。
デジタル庁	約 900㎡	使用承認 (業務継続)	令和3年度中	【業務の継続】 これまで総務省が行っていた情報システムに関する業務をデジタル庁が継続して行うものであり、デジタル庁の発足に合わせ、総務省から同庁に使用承認を行う。
合計	約 1,520㎡			

(注) 今回使用調整計画を策定する部分以外の約790㎡(使用調整対象面積2,310㎡－1,520㎡)については、総務省、内閣官房(デジタル庁)との調整を継続中であり、今後、使用調整計画の策定を予定。